

健康経営コンサルティング・オプション利用約款

本約款は、株式会社フォーバル（以下「当社」といいます）と株式会社タニタヘルスリンク（以下、「THL」といいます）が提供する「タニタ健康プログラム with 健康社員」（以下、「健康プログラムサービス」といいます）のオプションサービスである健康経営コンサルティング・オプション（以下「本オプション」といいます）をお申し込みいただく事業者様（以下「お客様」といいます）と当社との契約（以下「本契約」といいます）の成立および本オプションをご利用いただくための条件を定めるものです。

第1条（定義）

本約款において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

（１） タニタ健康プログラム with 健康社員 当社が「タニタ健康プログラム with 健康社員約款」に基づき THL からお客様に提供する健康に関連するプログラム。「タニタ健康プログラム」を主とするサービスであって、会員が自ら行う自己の身体データおよび活動データの入力、測定機器（活動量計、体組成計、血圧計など）からのアップロードと閲覧、AI を活用し健診データと生活習慣データから将来の健康リスクを予測し生活習慣の改善を支援するサービス等を可能にする ASP サービスを基本サービスとし、別契約によるオプションサービスを含みます。

（２） ASP サービス 身体データおよび活動データの、測定機器からのアップロードおよび入力に基づき会員が自己の健康管理を行うことを可能にする、ASP（Application Service Provider）サービス。THL が一般個人向けに運営する「Health Planet」及び法人向けに運営する「からだカルテ」サービスを基本とし、お客様が当社と別契約することにより、カスタマイズ、機能の追加を行います。

（３） 本オプション 「タニタ健康プログラム with 健康社員」のオプションサービスとして提供される健康経営コンサルティング・オプションであって、お客様が健康経営優良法人認定を受けるためのコンサルティングを含むサービスをいう。

（４） 会員 ASP サービスの利用資格を有しており、必要なすべての規約等に同意のうえ THL に ASP サービスの会員登録を申し込み、THL がこれを受諾した個人。当該利用資格は、当社および THL の同意を条件としてお客様が定めた範囲の者に限るものとします。

利用資格例：お客様の社員および役員（社長を含む）

第2条（適用）

1. 本約款は、本オプションの利用および本オプションを利用して行う一切の取引に関して、本オプションを利用するお客様に対し適用されます。お客様は、本オプションの購入および利用に際して、本約款を誠実に遵守するものとします。
2. 本オプションの利用にあたり、お客様と会員様にサービス提供元である THL の「健康経営コンサルティング・オプション提供約款」及び適宜付随する規約等（以下「規約等」といいます）にご同意いただくことにより、本約款とともに規約等がお客様と会員様に適用されるものとします。なお、お客様と当社との契約の一部となる本約款とお客様に別途ご同意いただく THL との契約の一部となる約款とが競合する場合は、前者が優先して適用されるものとします。

第3条（本オプションの継続条件等）

1. お客様がアイコンサポートサービスの利用を終了した場合でも、本契約は継続するものとします。
2. 本オプションの提供は、タニタ健康プログラム with 健康社員提供約款の締結に基づく有効な契約（以下「原契約」といいます）の存続を条件とします。原契約が終了となった場合、本契約も同時に終了し、本オプションの提供は、原契約の終了の日をもって停

止されるものとします。なお、本契約の存続中に原契約が終了した場合、第7条第2項による中途解約違約金の支払い義務が生じるものとします。

第4条（本オプションの提供方法）

1. 本オプションの利用を希望するお客様は、本約款の内容を承諾したうえで、当社所定の方法により当社に申し込むものとします。
2. 前項に基づき、お客様が本オプションの利用を当社に申し込んだ場合、当社は、お客様が本約款に同意したものとみなします。
3. 本契約は、第1項の申込みに対する当社の承諾をもって成立するものとします。ただし、本オプションを利用するにあたっては、THL の審査があり、お客様が審査に合格しない場合は、本契約は成立しなかったものとします。
4. 前項における当社の承諾および THL の審査は、当社および THL の裁量によるものとします。
5. 本オプションの利用に必要なインターネット環境その他通信環境については、お客様の費用と責任において、これを用意するものとします。
6. 本オプションの提供区域は、日本国内に限られるものとします。
7. 当社はお客様の利用状況を確認する場合その他当社が必要と判断した場合は、電子メールその他の方法により、お客様に連絡することができるものとします。

第5条（当社および THL の責任）

1. 本オプションには、お客様が健康経営優良法人認定を受けるためのコンサルティングを含みますが、いかなる意味においても、お客様が当該認定を必ず受けられることを保証するものではありません。
2. 本オプションには、お客様が健康経営優良法人認定を受けるための手続の支援を含みますが、当該手続はお客様自身によって行われるものであり、当社及び THL はお客様の代理を行いません。また、当社及び THL は、お客様が行うべき手続および作業の期限管理について最終的な責任を負いません。
3. 健康経営優良法人の認定を受けるためには、お客様は、所定の法令遵守を行っていることを証する必要がある、そのための準備や費用負担はお客様自身により行うものとします。
4. 健康経営優良法人の認定を受けるためには一定の期間を要し、いかなる方法によっても一定以上その期間を短縮することはできないことをお客様は理解するものとします。

第6条（利用料金）

1. 本オプションの利用料金（以下「利用料金」といいます）は、当社所定の申込書に記載された料金（税別）に従うものとします。ただし、月額料金は、予告なく変更される場合があります。
2. 前項の利用料金は、本オプション契約開始日を含む月の翌月から発生するものとします。なお、利用料金は、お客様の実際の本オプションのご利用の状況にかかわらず発生します。
3. 当社は、毎月末日締めにて利用料金等を算出するものとします。ただし、当社は、利用料金等の計算の起算日または締切日を変更することができるものとします。
4. 利用料金の日割計算は行いません。また、利用料金に対する公租公課は、請求時の税率を適用するものとします。
5. 当社は利用料金の債権回収業務を、株式会社フォーバルテレコム（以下「FT」といいます）に委託します。お客様は予めこれを承諾するものとし、お客様は、利用料金を、FT からの請求に基づき FT に対して口座振替により支払うものとします。
6. お客様が支払期日を過ぎても利用料金を支払わない場合、お客様は、支払期日の翌日

から完済の日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第7条（有効期間及び中途解約違約金）

1. 本契約の有効期間は、契約開始日から2年間とし、お客様は中途解約はできないものとします。契約期間終了の3か月前までに更新をしない旨の通知をしない限り、以降1年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。お客様は更新された1年間の有効期間内においても、中途解約はできないものとします。
2. お客様が前項の規定に違反して中途解約をした場合、当該中途解約が無かった場合に契約有効期間内に支払われたと考えられる残余の利用料金の合計額を違約金として当社に支払うものとします。
3. 当社と THL との販売代理店契約が終了した場合、THL の本オプションの提供が終了した場合または THL の本オプションの提供条件が変更された場合、お客様および当社は、いずれかの当事者からの申し入れにより、契約条件の変更について協議を行うものとします。

第8条（契約終了）

1. 本契約は、前条の規定に基づいて終了する場合のほか、お客様への本オプションの提供につき、THL による健康プログラムまたは本オプションの適切な運営を妨げるやむを得ない事由が生じたときは、適切な運営を継続し得る最終日において終了します。この場合、当社は速やかに当該事由および当該最終日をお客様に通知するものとします。
2. 前条または前項により本契約が終了した後も、本契約に基づき既に発生している未履行の債務についてはその本旨に従った履行があるまで、また次条以下に定める権利義務についてはその性質に従って消滅すべき時まで、なお存続するものとします。

第9条（タニタ健康プログラム with 健康社員提供約款の適用）

タニタ健康プログラム with 健康社員提供約款第6条（個人情報取扱い）、第8条（秘密保持、著作権等）、第11条（費用負担）、第12条（免責）、第13条（損害賠償の制限）、第14条（反社会的勢力の排除）、第15条（契約譲渡）、第16条（契約解除）、第17条（約款の変更）、第18条（疑義解決）、第19条（合意管轄）の規定は、本オプションに関する本契約に適用されるものとします。

（以下余白）